平成２９年（フ）第１７７５号
東京都北区滝野川３丁目34―６
債務者　新藤　知美
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１７７６号
東京都北区赤羽北１丁目６―18　ヤングＡフラッツ201
債務者　松澤　誠一
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１７８１号
東京都大田区北糀谷１丁目３―13―303
債務者　原田　　章
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１７８４号
埼玉県川口市柳崎１丁目12―13―203
債務者　峰村　　斉
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１７８８号
東京都世田谷区用賀１丁目７―14―602
債務者　水戸　大輔
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１７８９号
東京都世田谷区用賀１丁目７―14―602
債務者　水戸真佐美
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２３４号
東京都稲城市平尾３丁目１番地の１平尾住宅39棟405号
債務者　梶井　利香
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２２１号
東京都三鷹市大沢４丁目22番９号三鷹セントラルハイツ202
債務者　橋詰マチ子
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１７号
長崎県佐世保市黒髪町55番12号、前住所長崎県佐世保市鹿子前町113番地18
債務者　池田　佳英
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月12日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第１８１０号
東京都板橋区赤塚３丁目35―７―205
債務者　橋上　利子
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１１号
栃木県小山市城東６丁目20番11号　パークヒルズⅠ―101号、従前の住所栃木県小山市西城南１丁目22番地28
債務者　日向寺仁志
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月26日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第１８号
栃木県小山市大字小山1515番地14
債務者　松井　　忍
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月26日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第２１８号
東京都調布市飛田給２丁目２番地14サトウコーポ101
債務者　谷脇　瑞枝
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１７号
栃木県小山市若木町３丁目15番25号
債務者　布施木　宏
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月30日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第３９号
横浜市港南区野庭町666番地　野庭住宅７棟506号
債務者　高橋明優美（旧姓野呂・中嶋）
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部